

令和2年第7回上三川町議会定例会会議録

令和2年12月7日（月）

4 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

| | |
|------------|------------|
| 第1番 田崎 幸夫 | 第2番 鶴見 典明 |
| 第3番 篠塚 啓一 | 第4番 神藤 昭彦 |
| 第5番 小川 公威 | 第6番 志鳥 勝則 |
| 第7番 海老原友子 | 第8番 稲川 洋 |
| 第9番 勝山 修輔 | 第10番 田村 稔 |
| 第11番 津野田重一 | 第12番 稲見 敏夫 |
| 第13番 高橋 正昭 | 第14番 石崎 幸寛 |

2. 出席議員は、次のとおりである。

| | |
|------------|------------|
| 第1番 田崎 幸夫 | 第2番 鶴見 典明 |
| 第3番 篠塚 啓一 | 第4番 神藤 昭彦 |
| 第5番 小川 公威 | 第6番 志鳥 勝則 |
| 第7番 海老原友子 | 第8番 稲川 洋 |
| 第9番 勝山 修輔 | 第10番 田村 稔 |
| 第11番 津野田重一 | 第12番 稲見 敏夫 |
| 第13番 高橋 正昭 | 第14番 石崎 幸寛 |

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記（総務係長） 渡邊由紀子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|---------|-------|----------------|-------|
| 町 長 | 星野 光利 | 副町長 | 和田 裕二 |
| 教育長 | 氷室 清 | 総務課長 | 石崎 薫 |
| 企画課長 | 枝 淑子 | 税務課長 | 海老原昌幸 |
| 地域生活課長 | 大山 光夫 | 健康福祉課長 | 梅沢 正春 |
| 子ども家庭課長 | 田仲 進壽 | 農政課長兼農業委員会事務局長 | 小池 光男 |
| 商工課長 | 枝 博信 | 都市建設課長 | 鶴見 幸一 |
| 建築課長 | 柴 光治 | 上下水道課長 | 川島 勝也 |
| 教育総務課長 | 吉澤 佳子 | 生涯学習課長 | 星野 光弘 |

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【石崎幸寛君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【石崎幸寛君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【石崎幸寛君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14人です。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者に申し上げますが、議会会議規則及び議会の運営に関する要綱を遵守されますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問の内容を十分に捉え、簡潔明快なる答弁を求めます。

順序に従い、1番・田崎幸夫君の発言を許します。1番、田崎幸夫君。

(1番 田崎幸夫君 登壇)

○1番【田崎幸夫君】 それでは早速ですけども、質問に入らせていただきます。

本日ですね、新型コロナウイルス感染症の対策、また、認知症の施策について、2点についてお伺いいたします。

まず1点目ですが、インフルエンザが流行する季節となっております。新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行が懸念されておりますけども、新型コロナウイルス感染症の初期症状は、発熱、咳、喉の痛み、インフルエンザと症状が似ているため、区別がつきにくく、正確な診断が困難となり、治療の遅れから、感染者からの感染拡大のおそれがあると言われております。現在第3波が訪れておりますが、重症者の人数ですけども、第1波に比べて1.6倍と、本日の新聞にも掲載されておりました。同時流行に向けてですね、備えて、町としての対策について答弁をお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行については、医療体制の逼迫が懸念されているところでございます。医療体制の負担を少しでも平準化することを目的に、今年度につきましては、9月補正予算において、妊婦及び生後6か月から中学校3年生の児童・生徒に対するインフルエンザ予防接種への助成を新設したところでございます。また、助成の対象とならない町民の皆様に対しても、広報紙等を通じて、今年度の予防接種を検討していただきたい旨、呼びかけを行ったところです。一方、新型コロナウイルスのワクチンについては、報道によりますと、現在開発中ということでありませんが、完成した際には、国民全員を対象とした予防接種を実施する旨、国から通知を受けており、市町

村においては、必要な実施体制の整備が求められているところですので、本町においても、遅滞なく接種を開始できるよう、関係機関と連携を取りながら準備を進めていく所存でございます。全国的に感染者が増加している傾向にありますが、手洗い、マスク、3密の回避など、これまで町民の皆様をお願いをしてまいりました、日常的な感染予防対策については極めて重要でありますので、引き続き周知に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 明快な答弁ありがとうございました。会社とか企業を訪問するとですね、守衛場並びに玄関等で必ず検温がされてるところが、ほとんどの会社で今行われております。役場においてもですね、玄関の入り口、出口を分けたりとかという、役場に来られた方に検温するなどのことの対策等は考えられているのでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 役場の来庁者のための検温ということに関しましては、現在のところ考えてございません。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 これからですね、年度が変わるにつれて、役場に来られる方も結構増えてくると思うんですけども、また、上三川町民以外の方も来られると思うんですけども、その辺も鑑みてですね、検討していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは2点目ですけども、超高齢者社会は加速的に進んでおります。超高齢者社会というのは、高齢者の人口数が21%を超えることを示すと言われておりますけども、2015年度の実績で、国内では26.6%、上三川町は20.4%となっておりますけども、本年は、日本が28.9%、上三川町は24%と予測されておりますけども、今日の新聞で、栃木県の高齢者が更新ということで29.1%、上三川町は23.3%と掲載されておりました。毎年ですね、約1%ずつ増加していくと予測されておりますけども、高齢者になるにつれてですね、病気のリスクも同時に高まると思います。高齢者の病気の中で最も多いとされているのが、一つが認知症と言われておりますけども、上三川町の取組や施策についてお伺いします。また、第7期高齢者支援計画、介護保険事業計画に、認知症支援策の充実と認知症サポーターの養成と啓発活動の推進がありました。サポーターの養成の現状、あと、今後の活用についてお伺いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

本町では、町民の皆様が認知症を理解し、認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを目指し、認知症初期集中支援チームによる早期の支援、認知症サポーターの養成、各地区各サロンへ出向いての介護予防相談会の実施、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の連携の仕組みである認知症ケアパスの普及等の様々な取組を行っております。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

認知症について正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の方やその家族に対してできる範囲で手助けをする認知症サポーターを養成するため、本町においては、上三川町地域包括支援センターが中心となって養成講座を開催しております。令和元年度においては、小・中学生や高校生を中心に、町民を対象に16回実施し、延べ人数884人の方に参加をいただきました。養成講座を開始した平成21年度から本年9月30日までの累計では、本町で認知症サポーター養成講座を受講された方は、延べ5,742人となっております。

次に、ご質問の3点目についてお答えいたします。

町では、認知症サポーターの皆様には、まず、認知症の方やその家族に対して、温かい目で見守り、できる範囲で自発的に手助けを行っていただきたいと考えております。さらには地域の相互扶助、連携の担い手として活躍していただければと期待しております。そのため町でも、社会福祉協議会やその他の関係団体と連携を取り、認知症の方に優しいまちづくりの実現に向けた認知症サポーターのさらなる養成などの施策を進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 認知症サポーター、こちらの養成、毎年1,000人という目標に対して、かなりの人数だなと思いました。認知症サポーターはですね、養成講座、これも結構な回数行われていると理解しましたが、サポーターの講師役として、キャラバンメイトの方が20数人いるというふうに聞いているんですけども、この人数は、実際間に合っているのでしょうか。また、少ないのであれば、どのように進めていくのかお伺いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、キャラバンメイト、こちらにつきましては、サポーター養成講座で講師をやっていただくような方になっておりますが、現在、実働として動いている方は23名と伺っております。この方々が一般向けの認知症サポーター養成講座、そちらのほう、講師ということで活躍いただいております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 今、23名ということでしたけども、また、私がお尋ねしたのはですね、23名というのは、実際に町にとって、人数的に多いか、少ないか。その辺をちょっとお聞きいたします。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 足りているのかということ聞かれますと、やはり人数としては、数が多ければそれだけ当然、講座のほうも開けますし、サポーターを増やすということで考えれば、多いにこしたことはないとは思いますが、実際に現在サポーター養成講座をやってますのは、学校向けと一般向けとございます。学校向けにつきましては、包括支援センター、そちらのほうを受け持っていてまして、先ほど言いましたように、キャラバンメイトの方はグループを作って、一般向けの講座のほうを受け持っていていただいております。そうしますと、例えば31年度、養成講座は16回ということ

でお答えしましたが、その中で、半数程度は学校関係でございますので、残り、例えば8回程度であれば、先ほど言いましたが、多いにこしたことはありませんが、今のところ間に合っているのかなというように認識はしております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 キャラバンメイトの方に、助成と言ったらいいんですかね、講師料とか、そういうのは、実際に支払い等はどうなってるんですかね。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 確認させていただきたいんです。よろしいですか。

○議長【石崎幸寛君】 はい。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 助成といいますのは、金銭的なものということでよろしいですか。何か体制的なバックアップということでよろしいのでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 そうです。一部ちょっと耳にしたんですけども、なかなか成り手がいないとか、仕事を持ってるとか、やはり費用の面ですよ。ただというわけではないですけども、助成をしてあげないと、こういうキャラバンメイト、わざわざ6時間かな、受けてなれると聞いているんですけども、そういうスキルアップというか、モチベーションも上がらないと思うんですけども、その辺をお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 キャラバンメイトの皆さんにつきましては、一応ボランティアということで活動していただいておりますので、金銭的な助成というのはない中で活動していただいております。

○議長【石崎幸寛君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 これからですね、高齢者の4人に1人は認知症になるんじゃないかというふうに言われておりますので、やはりそういうところも、キャラバンメイトの方を増やして、もっと、社会的問題にだんだんなってくると思うんですよ。そういう意味で、ぜひですね、その辺の検討もしていただければいいなと思います。

以上で私の質問を終わりにいたします。

○議長【石崎幸寛君】 質問途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

次の質問者の準備ができ次第、会議を再開いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時18分 再開

○議長【石崎幸寛君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【石崎幸寛君】 1番・田崎幸夫君の質問が終わりましたので、順序に従い、10番・田村 稔

君の発言を許します。10番、田村 稔君。

(10番 田村 稔君 登壇)

○10番【田村 稔君】 通告順に従って、子供からお年寄りまで安心して暮らせるまちづくりをモットーに、7点質問させていただきます。執行部の明確な答弁をお願いいたします。

1番、コロナ禍における住民サービスとして、独り親世帯、今、国からるる、先日発表になりましたけども、また、独居老人などに対する助成の現況と今後についてを、特に経済的支援からご答弁お願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

いまだ収束の兆しが見えないコロナ禍におきまして、独り親世帯や独居老人を含む、家計が急変し生活が苦しい方には、特別定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金といった一時金の支給の他、国民健康保険税などの減免、免除が受けられるなどの対応措置が取られているところでございます。議員のご質問にありました、独り親世帯に対しましては、子育て負担の増加や収入の減少により厳しい経済状況にあることを踏まえ、ひとり親世帯臨時特別給付金が支給されております。今後の経済的支援でございますが、現在、国では、生活が苦しい独り親世帯に対する臨時特別給付金を再度支給するよう検討されておりますので、通知があり次第、速やかに対応してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 田村 稔君。

○10番【田村 稔君】 ぜひ、今、町長答弁のようにですね、早急なる国から独り親また社会的弱者に対するですね、救済の措置を取っていただきたいと思います。また、本町においては、国、県を差し置いてというか、先行してもですね、特に、苦しいとかね、そういった社会的弱者の方に、社福または行政が連携していろいろ手を差し伸べてるとは思いますけども、早急なる、今、町長答弁のように、対処をお願いしたいと思います。

続きまして2番、農業振興助成（廃プラ処分等）について。皆さん、ここ数年、中国、フィリピン等、廃プラを受け付けないので、農業用廃プラの高騰が続いていると思いますが、廃プラ等処分費用の高騰に対する助成等、町の考えということでご答弁をお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

廃プラスチック処分費用につきましては、中国をはじめとするアジア諸国の輸入規制に伴う、日本国内における最終処分場の受入れ容量の逼迫などにより、近年大幅に上昇している状況にあります。本町における農業用廃プラスチック等の回収、処分につきましては、環境の汚染防止と、施設園芸等の健全なる発展を図ることを目的に、関係団体で組織する上三川町農業用廃プラスチック処理対策協議会において、排出農家の負担金を基に実施しておりますが、農業団体及び町がその費用の一部を補助し、負担軽減を図っているところでございます。処分費用の高騰に対する助成等の考えは、とのご質問でござい

ますが、農業用廃プラスチックなどの産業廃棄物の処理につきましては、廃棄物処理法による、排出する事業者自らの責任により適正に実施することが基本となりますが、今後の処理費用の推移や近隣市町の動向を注視しながら、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 田村 稔君。

○10番【田村 稔君】 一部補助しておりまして、これから対応していきますということですが、一部の補助についてですね、具体的にどのような補助、また金額的にどのようにやってるのか。また、周辺の各団体、農業関係の廃プラの協議会ですね、県内ですね、全部とは言いませんが、本町を取り巻く周辺の処分費用の一部助成の補助の金額の問題ですかね。こちら、分かりましたらお願いしたいし、今の町長の一部補助金というその金額、それが妥当かというか、幾らなのか答弁をお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 農政課長。

○農政課長兼農業委員会事務局長【小池光男君】 ただいまのご質問にお答えをいたします。

令和元年度の実績で申し上げますと、町の補助金は150万円補助しております。県内の状況からしますと、処理費用をベースとしますと、県内自治体の平均が12.6%という平均の補助でございます。本町におきましては、処理ベースと回収費用から換算しますと、21.1%助成をしているというような状況でございます。近隣の市については、自治体のほうで負担をしていない自治体もございますし、自治体の財政状況によってまちまちな状況でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 田村 稔君。

○10番【田村 稔君】 ありがとうございます。今、担当課長のほうから、12.6%、本町においては21.1%ということで、高い助成率、処理費用に対してはですね、行っているということなので、ぜひ、その点は、本町の農業関係者にですね、PRしていただきたいと思えます。

次に3番、脱炭素社会、災害時のですね、停電対策として、公用車をEV車に替えていく考えはということで、これは先日報道で、小田原市の公用車を100台にして、災害時には家庭用に変換する機械の金額という問題もあるんですが、最近新聞でも、EVの日本政府0.4%という、とても情けない話でございましたが、アメリカ、欧州、中国においては、2030年から45年の間にガソリン車をなくすということでございます。本町においてもですね、田川災害等の停電、停電ということが一番町民にとって、前の大震災のときも困ったと思えますので、ぜひこの点の長期化の考え等を答弁お願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

現在、公用車として管理している車両は37台あります。うち4台が電気自動車となっております。地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を可能な限り減らし、脱炭素社会を実現することが、環境を守るために重要であり、電気自動車は環境負荷の低減に大きく寄与するものと考えております。こうしたことから、今年度においても、ガソリン車の更新車両として、動力源を電力とするe-POWER

車を購入することを予定しているところでございますが、電気自動車のさらなる導入についても、ガソリン車とのバランスを考慮しながら進めてまいりたいと考えております。また、災害時における非常用電源として電気自動車を活用することは、有用な手段だと考えておりますので、本定例会に上程いたしました補正予算において、電気自動車から電力の供給を受ける装置となります外部給電器2台を導入するための経費を計上したところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 田村 稔君。

○10番【田村 稔君】 答弁ありがとうございます。災害時の外部給電器ということで、これがちょっと高いんですけども、ぜひ、上三川町においてですね、EVの特定企業工場もあるわけですから、当然、町長も重々承知の上でですね、どんどん、これを町民の皆さんによくPR、啓発活動をしてですね、こういうことで電気自動車が必要だ、また、災害時のとき皆さんに役に立つと。それで、外部給電器はですね、町でもこれだけ、各避難所というわけにいかないまでも、ここまで揃えてるといふね、そういう災害に対するPRをですね、ぜひ含めてお願いしたいと思います。

続きまして4番目、オリガミ教育ということで、義務教育の中にどう取り組んでいくのか、答弁をお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 氷室 清君 登壇)

○教育長【氷室 清君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

今年4月から、町教育委員会では、吉澤 章氏の創作折り紙の普及啓発と、折り紙教育の底辺拡充に向けた施策を学校教育と社会教育の分野でそれぞれ進めております。義務教育の段階においては、創作折り紙と上三川町との関わりを学ぶとともに、折り紙に親しむ時間をより一層組み入れたいと考えております。その実現に向け、学校長や教員をメンバーとしたプロジェクトチームが、義務教育9か年を見通した事業計画の編成に着手しているところです。児童・生徒の発達段階を考慮した学習内容を取り扱い、来年度から試行する予定となっております。

以上で答弁を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 田村 稔君。

○10番【田村 稔君】 来春からプロジェクトチームを立ち上げて、教育の中に織り込んでいただけないかと考えてございますので、ぜひ、教育、また保護者の方にも伝わるような教育をお願いしたいと思います。あと、今、底辺からの拡充ということで、教育、また社会教育の中でも盛り込んでいくとございまして、社会教育のほうから、担当の方、ありましたら、どのような折り紙に対する教育をするのか、ご答弁をお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 社会教育の関係のほうからですと、町民への折り紙普及啓発関係として現在行っております、吉澤先生の創作折り紙教室の継続実施、それと、今後ですね、吉澤先生の創作折り紙の普及活動に向けた指導員の養成、そのようなところを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 田村 稔君。

○10番【田村 稔君】 ありがとうございます。特に指導員という点をですね、ぜひ育てていていただきたいと思います。

続きまして5番、コロナ禍における教職員の負担軽減策としまして、コロナ禍における教職員の負担増、かなりこれがあると思うんです。職員の皆さんもそうでございますが、町の対策といっても、コロナ禍がどういうのがあるのか、私もちょっとボランティアとかですね、他にヘルパーというか、学校関係の、そういった雑用等の、今度は人件費の問題も関わってきますので、大変、町長をはじめ執行部も苦勞されてると思うんですが、その辺の負担増に対するですね、町の対策というか、考えのほうのご答弁をお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 氷室 清君 登壇)

○教育長【氷室 清君】 ただいまの質問についてお答えいたします。

今年の8月、県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、補習等のための指導員派遣事業を立ち上げました。本町としても本事業を積極的に活用し、9月から各校に3名程度の学習指導員及びスクールサポートスタッフを配置しているところです。学習指導員は、授業支援、児童・生徒の個別の対応等を、スクールサポートスタッフは、学習教材の印刷や校内の消毒作業等を行っております。コロナ禍において生じた業務や、児童・生徒へのきめ細かな指導をサポートしていくことで、教職員の負担軽減に努めているところです。

以上で答弁を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 田村 稔君。

○10番【田村 稔君】 ぜひ、さらなる負担軽減の策がありましたら、教育長を先頭にしてですね、どんどん取り入れていていただきたいと思います。

次、6番目、これも教職員の負担軽減というか、公会計化にする考えということで、給食費、先生が立替えとかね、様々な問題があって、いちにのさんで栃木県で出せと言ったら、上三川と高根沢が同じぐらい、200人ぐらいだと滞納者が出てきたわけですけども、これを公会計化、全国でも、平成18年ぐらいに出たかな、まだ22.6%ぐらいだというデータが出てるんですが、これも一つの考えとして、行政としてですね、公会計化、町が行うということも、もう一つの策ではないかと私は思ってるんですが、その点について、町執行部、教育長、町長の考え、答弁をお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 氷室 清君 登壇)

○教育長【氷室 清君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

給食費の公会計化につきましては、昨年7月に文部科学省から、学校給食費徴収・管理に関するガイドラインとして、導入のための手順が公表されました。教職員の長時間労働を是正する働き方改革の一環としては、国は導入を勧めているところです。しかしながら、徴収管理事務を担う職員の確保や、徴収管理システムの整備、運用管理に伴う費用の確保など、検討を要する課題があり、県内で導入しているのは2市町、全国でも26%の437市町という状況であります。今後、町教育委員会としましては、

県内他市町の導入状況や、町内小・中学校における給食費徴収に関わる教職員の業務負担の状況などを把握しながら、引き続き調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 田村 稔君。

○10番【田村 稔君】 ありがとうございます。確かに人的問題という、そういったところが一番の問題かと思うんですが、ぜひ調査研究して、また、町長を先頭にして、職員の在り方とかね、そういったことも含めてですね、調査研究していただきたいと思います。

そして最後に、7番、国のデジタル化ということで、押印廃止など、政府のデジタル化について本町の取組、考えはということで質問させていただきます。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

国においては、本年9月にデジタル改革関連法案準備室を発足させるとともに、デジタル化推進活動の要となるデジタル庁を創設する考えを示すなど、デジタル化の推進に向け本格的に動き出したという状況にあると認識しております。また、町といたしましても、行政のデジタル化につきましても、町民等の利便性の向上のみならず、事務の効率化や合理化につながることを期待できるものと思っております。これまで本町においては、建設工事等の入札において電子入札を導入するとともに、図書館の図書貸出し予約等をオンライン上で行うことができるようにするなど、デジタル化に努めているところでございます。また、行政手続等における押印省略についても、国の動きを踏まえて、可能なものから速やかに実施できるよう検討しているところでございます。今後とも、本町における行政のデジタル化については、国の動きを注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 田村 稔君。

○10番【田村 稔君】 ぜひですね、可能なものから推し進めていただきたいと思います。ただ、先日新聞でも、デジタル化ということで、電子教科書を早くやれなんて僕も言ったほうなんですけども、どうやら電子教科書も、導入した国によっては、やはり科目によっては、ペーパーではないと、読解力とかですね、こういったものが、OECDの調査の中でも、6、70点ぐらい開いちゃうんだよね。460点と300何点で。だから、やはり全てがデジタル化、今、私、教科書の話をしてますけども、やはり古来のペーパーではないと、特に読解力の点数なんかは、取りやめた台湾とかね、そういった国も、デジタル教科書は取りやめたという例もありますので、いずれにしても、町長答弁のように、調査研究して、可能なものからですね、やって駄目だったらやめればよいという考えもありますけども、様々な国の動き、並びに周辺のそういった教育関係、並びに行政関係のですね、本町において進めていただきたいと思います。

以上で私の質問は終わらせていただきます。

○議長【石崎幸寛君】 会議途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時54分 再開

○議長【石崎幸寛君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【石崎幸寛君】 10番・田村 稔君の質問が終わりましたので、順序に従い、3番・篠塚啓一君の発言を許します。3番、篠塚啓一君。

(3番 篠塚啓一君 登壇)

○3番【篠塚啓一君】 それでは、通告順に従いまして、早速一般質問に入らせていただきたいと思います。

まず第1点として、町民への情報の発信の方法についてお尋ねします。町民への情報発信の方法というのは様々あると思いますが、具体的にはどのような方法があるのかお尋ねします。

2点目に、様々ある情報発信の方法をどのように使い分けているのか。またその使い分けの根拠、そういったものがあつたらお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 枝 淑子君 登壇)

○企画課長【枝 淑子君】 ただいまの1点目、2点目のご質問は関連がございますので、一括してお答えいたします。

町からの情報発信の方法として、町民を含め、町内外への広く発信をする場合は、新聞やテレビ局といった報道機関への情報提供や、ホームページ等の媒体を利用しております。また、主に町民向けに発信する場合は、毎月発行の広報かみのかわ、随時発信可能なかみたんメール、フェイスブック、LINEなどの電子媒体を利用し発信しております。その他、地域のお知らせなどは、自治会に協力いただいて、班回覧などにより発信しております。発信する内容による使い分けは、特に定めてはおりませんが、大まかな目安として、町民に関する明るい出来事などの町の話、定期的なお知らせ、各種行政情報などは、広報かみのかわ、ホームページや各種SNSにより発信しているところでございます。また、災害情報等は、最新の情報をできるだけたくさんの人に発信する必要があるため、ホームページ、かみたんメール、各種SNS、とちぎテレビデータ放送、ケーブルテレビなどあらゆる媒体を利用して情報を発信しているところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 非常に丁寧な答弁ありがとうございました。様々な情報発信の方法があるということなんですけれども、町ホームページであつたり、各種報道機関であつたり、あとはSNS等というようなお話だったんですけど、今回ちょっとお伺いしたかったことが、LINEのことでして、今もLINEというお言葉あつたので、あれなんですけれども、当然、そういったLINEも情報発信の一つとして考えられてるということなんですけれども、今までいろいろな情報発信とか、様々なことに関して、執行部の方から、最近のずっと議会の中で聞いてた中で、LINEという言葉が一回も出てこなかった

んですね。町ホームページであったり、広報紙のことであったり、かみたんメールという答弁というか、はあったかと思うんですけど、LINEというのが今まで一回もなかったのがなぜなんだろうというのが今回の質問の趣旨でして、まずお伺いしたいのが、去年の6月議会で、僕がLINEの公式アカウントの作成について質問をしたときに、まず、「6月4日付でプランの使用が可能となって、今後については、広く周知を図り、町のイベントのみならず、町の様々な情報や災害時の情報などを配信してまいりたいと考えております。」そういった答弁を頂いておりました。そこでお伺いしたいのが、実際にLINEの公式のアカウント、この運用を始めたというのが、まずはいつになるんですか。

○議長【石崎幸寛君】 企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 正確な日にちまでは、今、記憶にないんですけども、去年の夏頃からは配信ができるような形だったと、今のところ記憶しております。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、よく分からないということなんですけれども、ちなみに町の職員の皆さんには、町として公式のアカウント、運用を始めたというのは周知とかはされてるんですか。

○議長【石崎幸寛君】 企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 職員にはLINEの公式アカウントは周知しておりまして、各種イベント、あるいは行事、町民にその場で情報が発信できるような状況が整ってるということは周知はしております。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 当然、町の職員の方とか、ここにいらっしゃる執行部の方も、ほとんどの方がスマートフォンにされてるのかなとは思いますが、今の現状から考えると。やっぱりLINE、結構、使ってる方多いと思うんですけど、ちなみに執行部の皆さんって、公式なアカウントって登録はされてたりするんですかね。

○議長【石崎幸寛君】 企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 公式のアカウントというのは、発信できるような、LINEが受けられる……？

○3番【篠塚啓一君】 はい。

○企画課長【枝 淑子君】 ちなみに私は登録をしておりますが、職員全体で何人登録してるかというところは、確認は取れてはおりません。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 任意なので、強制じゃないんで、そこら辺は、できれば、当然、自分の町のアカウントなので、登録をしてもらえるのが好ましいかなとは思ってるんですけど、そうすると、広く周知を図りたいということだったんですが、一応6月議会のときに、去年のですね、答弁をいただいて、公式のアカウントの運用が始まるということだったので、その後の7月号から、この間出た今年の12月号まで、広報のほうをざっと見てみたんですけど、ちなみに公式のアカウントのことが出てたのが、ここにある、去年の7月号、「上三川町公式アカウントができました」ということで載ってるんですけど、その後は、多分、僕が見た限りでは、見逃してるかもしれないんですけど、載ってなかったん

ですね。あとは載ってたのが、「かみたんのLINEのスタンプができました」というのが今月載ってました。早速僕は買って見ましたが、そういった形で、広く周知ということなんですけれど、なぜ、その後載ってないというか、どういった形で、ちなみにあとは周知とかってされてるんですか。

○議長【石崎幸寛君】 企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 正直なところを申し上げますと、町から発信する方法の一つとしては、LINEを使うのはもちろんですけれども、今現在、LINEの登録者数は非常に少ない状況です。どちらかというと、かみたんメールを利用されてる方が多いということで、そういう現状は理解しているところです。ただし、LINEを利用することによって、文章だけではなく、その場の映像も送れるということもありますので、また改めてLINEの活用に関しては、周知のほうを図ってまいりたいと思います。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、今、登録者数というお話があったので、LINEの登録者数と、それからあと、かみたんメールの登録者数というのは、今現状の数って分かりますか。

○議長【石崎幸寛君】 企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 かみたんメールの登録者数につきましては、11月現在ですが、5,941名。LINEの登録につきましては、登録というか、こちらから送れるような形になっている方が379名でございます。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 LINEの画面というか、見ると、登録者数と出てまして、登録上は多分、今、何日か前に見たときには420名でした。今379名ということだったので、41名はブロックされちゃってるというか、受信を拒否されてるという状況だと思うんですね。今お話にあったように、かみたんメールのほうは約6,000名ということなので、例えば一つの方法として、周知をするために、かみたんメールを使って、当然、LINEの公式のアカウントを町として始めましたというのを流せば、飛躍的に増えるんじゃないのかなと。今、当然LINE使ってる方、本当に多いので、そういった意味では、すごく有効な周知の仕方だと思うんですね。ぜひ、そこら辺は考えていただきたいというのが一つ。

今、答弁にもあったように、数値的なものからというようなお話だったんですけど、そうすると、一つお伺いしたいのが、11月16日、LINEで車両通行禁止箇所のお知らせという内容のものが、LINEで送られてきたんですね。でも、かみたんメールでは送られてないんですよ。その内容というのが、「町道2-22号線の道路改良工事に伴って、一部車両通行止めになったこと」のお知らせ。今、答弁にもあったように、受けてる数字からいったら、なぜかみたんメールにはこれを送らないのかというのがすごく疑問なんです。僕の言ってることって分かってもらえるかどうかあれですけど、約6,000名に対して送れるかみたんメールと、今、課長の答弁にあった379名にしか送れないLINE、同じものを送るのであったらまだ理解できるんですけど、数字の少ないほうにこういった町民の生活に関わるような、道路の通行止めのこととかというのを、かみたんメールは使用しないというのは、どういった形でそういったお考えになるのか。もし答えられるのであれば、お願いします。

○議長【石崎幸寛君】 企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 ただいまの件については、私のほうでもちょっと把握してなかったところではございますが、基本的にかみたんメールをベースとしまして、さらにLINEのほうが有効な場合にはLINEを利用するというような形を取ってるのが基本だったと、私もちょっと認識してたものですから、多分11月16日の車両通行止めの場合には、地図か何かを一緒に添付して表示するためにLINEのほうを活用したのかと思うんですけども、併せてホームページのほうにも掲載してたのかなと、私のほうは認識してたんですが、そのところはちょっと確認しておりませんでしたので。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 今の内容というのは、多分、都市建設課に関連することかなと思うんですけど、配信をするのは、企画課になるのか、それとも都市建設課になるのか。まずはそちらをお答えいただいてもいいですか。

○議長【石崎幸寛君】 企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 かみたんメールにつきましては、各課からメール配信はしていただけるような状態になっております。その中で、企画課として、LINEに関しても、それぞれの担当課で対応していただくことも可能なんですけど、企画課の担当のほうで、これについては他のSNS等の媒体を利用したほうが良いと判断した場合には、ホームページであったり、かみたんメールの内容を、LINEなり、他のSNSで発信するというのもございます。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 先ほど地図が添付されてたんじゃないかというお話なんですけど、この内容のことをお伝えすると、実際に町のホームページへの誘導のURLが載ってたということなんです。だから、特に地図とか、写真とか、そういったものが直接LINEのところに添付をされてたわけではなくて、あくまでも町ホームページ上に載っている工事というか、一時通行止めに関する誘導のためのURLというのが載ってたのが、先ほどお話しした11月16日のLINEの内容です。そういったものであれば、かみたんメールでも全然できるのはご存じかと思うんですね。URLを載せて配信をすれば、そこにアクセスをすれば、受けた人というのは確認をできるわけで、先ほど答弁にもあったように、LINEの活用の仕方として、画像を直接送るとか、あとは動画を貼り付けるとか、そういったものが活用の仕方だと思うんですよ。そうすると、先ほどの答弁だと、ちょっとどうなのかなというか、実際に見ていただければ、URLしか載ってないというのが分かるかと思うので、そういったものであれば、かみたんメールでも十分に対応できるわけですし、両方に送らないという理由がよく分からない。それと、あとその後に、もう一つ言わせてもらおうと、いきいきプラザのイルミネーションが始まったというのもLINEで送られてきたんですよ。先ほどあったように、画像が直接貼られてるのであれば、それは本当にLINEの特性を生かしたものだと思うんですけど、やはり町ホームページへの誘導のURLということは、かみたんメールで送っても同じ効果というか、町民の方々に周知できるものだと思うんですけど、そこら辺、送る前に、精査じゃないんですけど、そういったものってしないんですかね。

○議長【石崎幸寛君】 企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 かみたんメールなり、ホームページに掲載するもの、LINEであったり、各課で対応いただいているものに関しましても、必ず所属長の確認を得た上で、各課で配信していただいているものと認識しております。企画におきましても、同じように、内容については、一応決裁を取ってから発信するような形にはしておりますが、実際に画面で確認をして決裁をしてなかったというところがございますので、その辺については、今後きちんとした形で図れるように調整を図っていきたいと思います。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうしましたら、何度も同じことも繰り返してもあれなので、できれば両方に送っていただきたいというのが、まだまだ、先ほど課長の答弁にもあったように、かみたんメールのほうが登録者数って多いのは明らかだと思うんですね。受信者数から考えると、本当に15倍とか、それぐらいの方々に情報を発信できるわけで、こういったかみたんメールとかLINEとかって、タイムリーなというか、なかなか紙媒体では伝えられないというか、そういったものを伝えるためのツールだと僕は認識してるので、そういったところの有用性というか、そういったところを十分に生かしてもらって、あとは、できればLINEのほう、もっと増えるように、せっかくなので、いろいろな周知の方法というのを考えていただいて、有効活用していただければいいかと思います。ぜひお願いします。

2番目に、次に、町施設のWi-Fiの環境整備についてということで、住民サービスの一環として、役場の庁舎や災害時の避難所等も含めて、町施設にWi-Fiの環境を整える考えがあるか、お聞かせください。よろしくお願いします。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。企画課長。

(企画課長 枝 淑子君 登壇)

○企画課長【枝 淑子君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

昨今の情報通信網は、移動通信システムの進化により、移動通信機器をどこでも使用できる環境にあります。また、スマートフォンなどによるデータ通信量の増大に伴い、各事業者とも大容量のデータ対応の料金プランを推奨しております。そのような状況下において、ホテルやファミリーレストラン、コンビニなどの民間施設では、長時間の滞在者へのサービスや集客を主な目的として、フリーWi-Fi等の設置をしているところがございます。また、自治体等においても、災害時の対応や、観光を目的とした外国人旅行者を対象に設置している自治体があることは承知しているところです。町施設へのWi-Fiの環境の整備ということですが、本町では、災害時にはNTTドコモとの連携協定により、避難所へのスポットWi-Fi設置の協力が受けられることになっております。また、町施設の利用状況や観光客の入り込み状況などにより、その必要性が乏しいことから、現在のところ、町としてフリーWi-Fiの設置の考えはございません。

以上で答弁を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 今の答弁の中にあっただのは、フリースポットというか、ドコモとの提携ということだったんですけれど、それは避難所だけに限るのか。それとも、こういった町役場というか、庁舎のほうも設置してもらえませんか。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 NTTドコモから提供をいただけます置くだけWi-Fiということになります。これにつきましては、災害時における避難所というようなことで協定を結ばせていただいているところでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、役場というか、この庁舎も避難所ということになれば提供されるという認識でいいんですか。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 実際に災害が発生した際に、ドコモと協議した中で提供を受けるというようなことになってございますので、その中で町のほう要望して、ドコモのほうで貸出しができるということになれば、その台数については借りられると思っております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 ありがとうございます。そうすると、観光のほう効果がどうか、そういったものが乏しいというか、そういった内容の答弁でよかったかと思うんですけど、今考えられるのが、例えば上神主・茂原官衙遺跡とか、あと生沼家住宅なんか観光のスポットとして考えられるかなと思うんですけど、例えば生沼家住宅、何かホームページに載ってるのは承知してるところなんですけど、官衙遺跡にしても、この後どういうふうな利用の仕方を考えてるのか、あれなんですけど、例えば、そこに訪れた方に、町ホームページに誘導できるような形で、QRコードなり、何なりを使ったりとか、それから生沼家住宅であれば、Wi-Fiを完備して、例えばなんですけど、説明の音声、そういったものを町のサーバーとかに上げておいて、アクセスしてもらって、ダウンロードして聞いてもらいながらあの中を歩くとか、そういった活用の仕方であると思うんですけど、そういった点ってどうお考えになりますか。

○議長【石崎幸寛君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 生沼邸とか、上神主・茂原官衙遺跡等の施設につきましては、今のところ、今後の活用、保存活用計画、進める状況にございますので、将来的には、そういう、今、議員がご質問でおっしゃられたようなことの検討は重要なことと思いますが、今現在のところでは、今後の活用方針を決めるということでの状況にありますので、Wi-Fi設置とか、そのようなところは検討していない状況にございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 将来的にということなので、ぜひ検討していただいて、いい方向に向かっていただければと思います。

僕の一般質問はこれで終わりにさせていただきます。

○議長【石崎幸寛君】 質問途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

次の質問者の準備ができ次第、会議を再開いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時24分 再開

○議長【石崎幸寛君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【石崎幸寛君】 3番・篠塚啓一君の質問が終わりましたので、順序に従い、2番・鶴見典明君の発言を許します。2番、鶴見典明君。

(2番 鶴見典明君 登壇)

○2番【鶴見典明君】 それでは、私のほうの一般質問に入る前に、まず、新型コロナウイルス感染者が拡大傾向にある中、本町におかれましては、3件にとどまっているという状況であります。封じ込めができているというように私は判断をしております。まず、町職員をはじめとする全ての医療従事者を含む関係者に対し、感謝を申し上げます。

それでは、通告順に従いまして、私の一般質問をさせていただきます。2点ほど質問させていただきます。

1番、新型コロナウイルス感染拡大に備えた準備対応について。本町の福祉施設において、特に高齢者や障がい者が感染し発生した場合の対応と対策について明確な準備や整備がされているのか、町の取組みはについてお伺いいたします。

2番、1人では行動できない方のためのPCR検査体制や、災害時の避難場所への誘導と避難場所での環境整備は整っているのか、町の取組みはについてお聞かせ願います。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

高齢者や障がい者施設の入所者は、新型コロナウイルス感染時の重症化リスクが高い特性があり、早期発見等の取組強化が重要であることから、感染症対策を所管する県において、その体制を整備しているところであります。今般、県においては、施設で感染者が発生した際における県の支援、施設の対応等について定めた新型コロナウイルス感染者発生施設に対する対応・標準例が策定され、各施設、関係団体に示されました。この対応・標準例には、広域健康福祉センター、県庁、施設、それぞれの役割が定められておりますが、市町の対応については特に触れられておりません。これまで町においては、新型コロナウイルスからの感染を未然に防ぐ観点から、各施設へのマスク、消毒液の提供、また、障がい者施設である「ふれあいの家ひまわり」及び「こども発達支援センター」の網戸改修等の換気設備改善工事などの予防対策を講じてまいりました。今後についても、感染予防の立場から、町として可能な範囲での対策、また周知、広報活動を行うとともに、仮に施設で感染者が発生した場合には、必要に応じ、県と連携を図りながら、速やかな対応に協力してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

初めに、PCR検査体制についてであります。まず、高齢者等で、発熱などの症状は出ていないが、検査を希望する方については、今定例会で補正予算として可決いただきましたPCR検査及び抗原検査を、町保健センターにおきまして、令和3年1月から3月までの3か月の間に3回実施することとしております。また、既に発熱等の症状がある方については、かかりつけ医など最寄りの医療機関に電話相談をして、その後の受診方法等について指示を受けられる体制が、11月1日より、県が主体となって整備されております。さらに、独り世帯の方などで新型コロナウイルス感染症と思われる症状がある方については、救急車を要請することで、症状を確認の上、必要に応じて医療機関へ搬送していただける旨、石橋地区消防組合上三川消防署に確認をしております。

次に、災害時の避難場所への誘導に関しましては、災害時要援護者登録制度を活用した地域の支援による共助を基本として、消防団や自主防災組織にも協力していただきながら、全ての方が安全に避難ができる体制づくりのさらなる強化に努めてまいります。

最後に、避難場所での環境整備に関しましては、今般策定した「上三川町避難所運営マニュアル・新型コロナウイルス感染症対策版」におきまして、避難者の受入れの際の注意点や、感染予防対策のための衛生環境の確保、避難者の健康管理など、避難所における必須事項及び手順等の明確化と標準化を図っております。避難所運営の際は、重症化リスクの高い高齢者等が避難所で新型コロナウイルス感染症に感染することがないように、対応に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 答弁ありがとうございます。今回この内容をですね、提案させていただきましたのは、我が家の家庭においてもですね、福祉施設においてですね、お世話になってる方がおりますので、新型コロナウイルスの拡大となっております、第3波というふうに言われておりますが、コロナ禍の中で、施設において日々生活を送っている者のことを考えますとですね、感染拡大が発生した場合に、適切な対処をですね、取っていただけるのか、すごく心配なところが懸念されておりましたので、この質問をさせていただきました。特に障がい者施設に関しましては、緊急時の対応の見える化が必要であるというふうに私は考えております。障がい者向けの医療施設に携わっているのか、また、緊急時の収容人数について、どれくらいの人数を確保できるようなスペース、または車椅子であったり、トイレであったり、そういった介助の方法であったりというのがどのようにされているのかをお聞きしたいと思っております。答弁願います。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 障がいをお持ちの方が、災害時どのような避難ということでございますが、基本的に、まず、いきいきプラザの保健センター、こちらが福祉避難所ということで、町としては予定をしております。こちらであれば、バリアフリーの設備ございますし、また、今回、ベッドですか、そのようなものも対策本部のほうで用意してくれておりますので、そちらのものを利用した形で、まずいきいきプラザ、福祉避難所のほうで入っていただきたいと思っております。それ以外の避難所におきましても、なかなか福祉避難所のようなわけにはいきませんが、それなりにバリアフリー、あるいは車椅子の利用等が可能な施設となっておりますので、多少ご不便をおかけするかもしれませんが、長期にわ

たるものでなく、例えば1晩、2晩ぐらいの期間であれば、十分対応していけると考えております。

○議長【石崎幸寛君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ちなみに収容人数に関してなんですけども、どれぐらいの規模を想定されて、例えば福祉施設に従事されてる方が何名ぐらいおられて、例えばその方がそういったところで収容される場合に、どのようなスペースで、どれぐらいの収容人数を想定されているのか。何%ぐらいの率を考えているのかというのが、もし分かったら教えていただければと思います。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 総務課のほうから、防災ということでお答えさせていただきますが、障がい者の避難というのに関わらず、今回のコロナ禍における避難所の対応ということでは、従来1人2平米で避難所のほうを計算してございましたが、コロナ禍ということ踏まえて、4平米で計算させていただいてるような状況がございます。こうした中で、水害を考えた場合に、北小や坂小、明治南小学校、上三川小学校、明治小学校、さらには明治コミセンを、今年度については開設する予定でございましたが、その収容人数ということでは、6か所で1,422人を予定していたところでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 福祉避難所の担当をしております子ども家庭課でございますが、福祉避難所であります保健センター、こちらについては、今のところ、図上でソーシャルディスタンス等を加味してですね、出した人数については、26名程度を収容可能と考えております。さらにですね、それでは足りないだろうという想定もしておりますので、大会議室、中会議室を合わせますと35から40名程度、さらには廊下等も活用すれば、またプラスアルファが収容可能というふうに考えております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 繰り返してしまいますが、福祉施設の方の割合ですね。どれぐらいの割合の方が収容できるのか。もしよかったら教えていただけますか。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 なかなか町内の施設全体ということになりますと、申し訳ありませんが、総数等を把握しておりませんので、お答えしようがないんですが、現在、町のほうで想定しています水害ということで、田川沿線にあります福祉施設ということであれば、現在の計画で収容できるだけのキャパは持っていると考えております。

○議長【石崎幸寛君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。もう一つですね、質問させていただきたいんですけれども、障がいをお持ちの方にとっては、避難所の生活はすごく過酷な環境と言えるというふうに私は考えておまして、そこでのプライバシーであったり、先ほど答弁の中に登録制度という話がありましたけれども、登録制度の登録人数はどれぐらいで、プライバシーの管理などはどのように行っているのか、お答え願えればと思います。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 まず登録制度につきましては、これは、災害の際に避難するときに、お一人では避難できない、そういう方が、一緒に逃げてくださる方、助けてくださる方を明記した上で登録してあるというもので、共助の形での避難行動を取っていただくための登録名簿になっております。

それと、あと避難所のプライバシーということですが、現在の避難所の準備状況としましては、特にパーティションのようなもの、よくテレビ等で報道されるような高いパーティションですとか、そのようなものまでの用意はありませんので、それぞれの家族で間を取りながら、ソーシャルディスタンスを取りながら、固まって生活していただくような形になりますので、あとは、それぞれ避難所によりましては、例えばパーティション、学校ですとか、体育館とか、そういうところにもう既にあるもの、そういうものについては、それぞれ利用させていただくということで、それぞれの施設の管理者の方には許可を取っておりますので、できるだけ現場のものを利用した形でプライバシーを守りたいと考えております。また、本来であれば、今回のコロナのことで、隔離というような意味で、学校の教室等も利用できるように考えておりますので、もしそのような方がいらっしゃらない場合には、そういう各教室ですとか、あるいは用意しましたテントとかそういうのもございますので、ある程度のプライバシーを守るような避難所の設営というのは可能かなと考えております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。それでは、避難所に避難誘導する際なんですけども、答弁の中にもありましたように、消防団や自主防災組織、またボランティア団体との連携です、避難誘導をしていただけるというようなことなんですけども、漏れのない対応というふうなことで、連携です、をどのように取っていらっしゃるのか。もし具体的な連携方法とかありましたら、教えていただければと思います。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 災害時の支援を必要とする方の支援ということでございますが、これについては、共助を第一に考えているということで、町長からも答弁させていただきましたが、その中で消防団や自主防災組織の活用につきましては、災害が起きた際には、支援を必要になる方などの情報を提供して、逃げ遅れがないようにしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 質問の仕方を少し変えたいと思うんですけども、1人では行動できない方がもしおられた場合に、例えば自主防災組織の中の方からの情報であったりとか、あるいは消防団の方からの情報で、この家にはそういった方がいて、その方の誘導は、この方はちょっと不自由なので、車椅子が必要だったり、そういった手当てというのが共助に当たると思うんですけども、そういったところの連携です、どのように取ってやっていただく考えでおるのか、教えていただければと思います。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 災害のときに1人で行動できない方につきましては、町のほうで災害時要

支援者名簿、登録制度になっておりますけど、それが整備されてございますので、その名簿を基に、自主防災組織なり、消防団に協力をいただいでいくということで考えてございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。ぜひとも、よろしくお願ひしたいところでございます。

続きまして、2番の項目に移らせていただきます。コロナ禍における農業振興について。新型コロナウイルスにより米の需要が低下している状況にあります。本町の有機栽培米の作付面積状況の推移に対する町の取組は、(2)番としまして、次期生産数においても減産方向にあります。町の取組はということで、お聞かせ願ひたいと思います。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

本町の有機栽培米の生産に対する支援といたしましては、自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストに対し、国及び県と協調して支援する環境保全型農業直接支払交付金及び町及び農業団体の補助を財源に上三川町農業再生協議会が実施する、環境保全型農業推進事業による交付金の二つの取組を行っております。作付面積の推移につきましては、環境保全型農業直接支払交付金の実績で申し上げますと、平成28年度の8ヘクタールから、令和元年度には13ヘクタールとなっております。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

国が11月に公表した主食用米等の令和3年度産の需要見込みは705万トンで、前年と比較して9万トンの減となっております。これに民間在庫等を踏まえた令和3年度産の全体の生産量は、30万トン程度の減産が必要と見込まれております。県内における対応につきまして、現在、栃木県農業再生協議会において検討されているところでありますが、需要に応じた生産の目安となる市町別の作付参考値が、12月下旬には市町農業再生協議会に提示される予定となっております。現在、町では、農業団体等関係機関との情報共有や対応等の検討を行っておりますが、作付参考値が提示され次第、速やかに、町農業再生協議会を通じた生産者への主食用米の適切な生産に対する働きかけや、作付転換への支援制度の積極的な活用などを推進できるよう、国、県の動向を注視しながら、引き続き関係機関との協議を進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 答弁ありがとうございます。「上三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中にあります計画では、令和2年度には8ヘクタールというふうなことでしたので、13ヘクタールというふうなことは、かなり達成できてるのかなというふうに感じております。特にですね、良好な農地計画、維持保管、耕作放棄地、不作付地の解消と有効活用についてですけども、今後ですね、さらに需要が低下する中では、こういったところに町としても力を入れていく必要があるのかなというふうには考えておる次第でございまして、その辺について、具体的な方策等があれば、教えていただければと

思います。

○議長【石崎幸寛君】 農政課長。

○農政課長兼農業委員会事務局長【小池光男君】 ただいまのご質問にお答えをいたします。

町では、上三川町有機農業推進計画という計画がございまして、現在2期計画の途中でございます。2期計画は、平成28年度から令和3年度までの6か年の計画としております。特に有機農業につきましては、慣行栽培と比べまして、健康な作物の栽培に関する基礎知識をはじめ、雑草や病害虫の除去法に関する特例の知識や技術が非常に極めて重要なものでございます。町としましては、有機農業を志す農業者の方の支援としまして、NPO法人民間稲作研究所が開催する技術講習会などの情報提供や、かみのかわ有機農業推進協議会を中心に、普及、推進を図ってまいる考えでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。ぜひともですね、有機栽培米の強化にですね、取り組んでいただけるようお願いをしたいと思います。地元の農業活性化プロジェクトの中にもですね、県とJA等の連携をしまして、就農準備をしている方に対する支援を行うというふうなところがありますが、そちらについて、町のほうとしましては、どのような支援、またはどれぐらいの支援金額ですかね、行っているのか、教えていただけますでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 農政課長。

○農政課長兼農業委員会事務局長【小池光男君】 ただいまのご質問なんですが、年間就農希望者というより、ご相談件数は6件から8件ほどございます。窓口としましては河内農業振興事務所、またJAうつのみや、また町も当然のことながら、相談のほうはお受けしている状況でございます。支援金ということでございますが、農業次世代人材投資資金というものがございまして、経営開始型というもので、これは国費100%の補助になっております。特別、町につきましては、独自の助成なり、補助制度はございませんので、これらの人材投資資金を活用していただくよう、これらに該当するような形で、ご相談の際にはご案内を申し上げている次第でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 「上三川のまち・ひと・しごと」という資料の中にですね、実は載っております、改善のところですね、町単独の補助事業の見直しを行うというふうなことを書かれてるんですけども、この内容はこういったところになりますか。お願いします。

○議長【石崎幸寛君】 農政課長。

○農政課長兼農業委員会事務局長【小池光男君】 年間新規就農者につきましてはですね、実際に新規就農される方は1名ないし2名、年度によっては全くいないというような実績もございまして、1、2名の方、先ほど言いました資金もありますし、町のほうとしても何らか、それは検討しなくてはならないかなというふうには考えておりますが、その点につきましては、第7次総合計画の後期基本計画の中で反映していけるような形で考えたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ぜひとも町の活性化のためにですね、上三川の農業地域、全体の上三川の50%程度が農地になっておりまして、そこをですね、有効に使っていく手段は、ぜひともですね、あるのかなと思いますので、そういったところに支援していただいて、上三川町の農業の活性化にですね、さらにつなげていただけるようお願いをしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。午後1時に再開いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【石崎幸寛君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【石崎幸寛君】 2番・鶴見典明君の質問が終わりましたので、順序に従い、9番・勝山修輔君の発言を許します。9番、勝山修輔君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 通告順序に従いまして質問させていただきます。

一つ目。保育料の無償化についてお尋ねしたいと思います。一つ、0歳から2歳児までの保育料の無償化についてを町長に質問したいと思ってます。

二つ目。保育料の月額が、おおよそですが、最高で5万円となるが、適正だと思いますか。

3番目。現在一般サラリーマンの収入はどのくらいと考えて保育料を算出しているのか。

四つ目。0歳から2歳児までの現状で無償化にすると年間どのくらいの経費がかかるか、算出したことはありますか。

五つ目。財政調整基金というのがあるそうですが、それを活用しての無償化は考えがあるかの5点について、町長の答弁をお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

昨年10月から始まりました幼児教育・保育の無償化では、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳児クラスから5歳児クラスまでの保育料が無償化になりました。一方、0歳児クラスから2歳児クラスまでのお子さんにつきましては、住民税非課税世帯を対象として保育料が無償化になっております。

次に、ご質問の2点目、3点目については関連がございますので、一括してお答えいたします。

保育料の額は、国が定める利用者負担額を上回らない範囲で各市町村が設定することになっており、その額は、サラリーマンの年収を基礎として算出したものではなく、住民税の所得割課税額に応じて階

層区分ごとに定めており、本町が定める保育料の額は適正なものと考えております。

次に、ご質問の4点目についてお答えいたします。

現在、保育料の利用者負担が生じている0歳児クラスから2歳児クラスまでのお子さんまで無償化の対象を拡大した場合、本町が新たに負担する経費は、年間で8,100万円と試算しております。

次に、ご質問の5点目についてお答えいたします。

財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てているもので、当初から保育料無償化の事業に充てるといった特定財源的な運用はするべきではないと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 私はそのことで、町長がいつも、少子化に直面している自治体はどこも同じだと私も思います。そこで、町の保育料について、町長がワンパターンで言ってらっしゃる、「住んでよかった上三川」というキャッチフレーズですが、保育料の無償化ぐらいしないと、住んでよかったなど言えるかどうかを改めて町長にお聞きしますが、この辺のことをどう思っただけでいいか、お教え願えますか。

○議長【石崎幸寛君】 町長。

○町長【星野光利君】 0歳児から2歳児までのお子さんをお持ちの方は、これは無償になったほうが当然いいというふうにお考えでしょうが、全体的な町の福祉施策から考えて、先ほど申し上げましたような多額の経費が必要となりますので、今現在はこのような形で進めていきたいと考えております。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、他の行政に先立ってですね、上三川町でこういうことをしたよと、例えばなればですね、近隣の人たちが上三川に住もうという気に、私は当然なると思うんですね。そうすると、当然なただけのには、お子さんは1人で来ませんから、両親がついてくる。その両親の住民税や何かを賄えば、丸っきりの赤字ではないと思うんですが、それが積み重なれば、0歳児の子から2歳児まで無償化にしてよかった、すごい星野町長はというふうなこともなるし、今までの星野町長のやった施策で、他の市町村に負けられないような施策は、私、これ、4期目なんですけど、一度も見当たらないんですね。前の町長のほうがまだ幾らかましだったかなというふうに思うんで、一つぐらい他の市町村に負けられないようなことをやっていただけたらなというふうに、これは切なる願いなんですけど、町長のお考えは。

○議長【石崎幸寛君】 町長。

○町長【星野光利君】 私が平成23年に町長に就任させていただいて以来、県の統計資料のほうを確認、私自身が調べたものですが、今発表になってるのは平成30年までです。県内25市町ある中で、各市町の財政力指数と扶助費と経常収支比率、これを全部一覧表として出してみました。本町を除く24市町は、財政力指数も扶助費もですね、割合、また経常収支比率もですね、ほとんど平成23年から平成30年まで、大きな動きはございませんが、本町においてはですね、物すごく大きな動きがあります。前に議会にもお諮りいたしまして、還付加算金をつけてお返しするような、そういった法人税の取決めを議会にもご理解いただいて、そういったことがありましたが、当時、今の総務省の事務次官

であります黒田武一郎さんが自治財政局長のときに、総務省のほうにお伺いして、ご指南をいただきました。本町の税収のパターンが、全国的にもまれに見るような状況ですので、総務省としても研究して、後でご連絡いたしますということで、県の市町村課を通じてご指導いただきましたけども、財政力指数がですね、平成30年のときは1.13、低いときは0.91、経常収支比率がですね、低いときは64.9%、高いときは96.3%ということで、96.3%になると、ほとんど自分で自由に使えるお金がなくなるというふうな状況であります。そういったことを見ますとですね、今、その高いレベルに合わせて、またその扶助費を増やすというふうになると、本町の扶助費というのはですね、21.6%ということで、県内でもかなり高い部類に入っています。議員おっしゃいますように、例えばこの無料化を進めれば、インパクトは非常に強いということは重々承知していますが、今の財政事情で、来年以降かなり税収が落ち込むことを考えると、議員ご提案のようなどころには、まだ行き着かないような状況でございます。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 指数で言うと、そういうことになるんだと思うんですよ。しかし、それには、職員の無駄、そういうものをもう一度考え直してですね、この金額の出し方というのは、指数ではないと思うんですよ。無駄をなくすということが一番肝腎なことじゃないかと思うんです。先ほども同僚議員の説明で、私もよく理解ができなかったんですが、かみたんメールだとかというのは、私もできないほうですから、あまり言えないんですが、そういうことを発信しているのにね、違う方では発信しないなんていうことが、職員の中であること自体ちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思うわけですね。だから、私はこういうことをなぜ言ったかという、努力すればなし得ることがあるんじゃないかと。何も指数で物事を計るんじゃなくて、指数を作り出すということもあるんじゃないかと思って、この質問をしてみました。私は、もう子供もいませんし、孫も大きいものですから、切実なることが分からなかったんですが、つい最近、この切実なることが分かったのは、「産みたいけど産めないんだ」と言うから、「何だよ」と聞いたんです。「だって、産んだら生活が成り立たないんですよ。それで世間では、産んでください、産んでくださいと、産みたいんですよと。産みたいんですが、生活が困窮しちゃうのに産めるわけじゃないでしょう」と言われたので、この質問をしたんです。ですから、この次に質問することみたいな無駄なことをやめれば、たとえ1人でも2人でも、子供を産める人ができるんじゃないかと思って、次の質問に移りたいと思います。

私は、先日の反対討論を議会でいたしましたけど、二つ目、どうにも私はこのことに対しても、ここの議会で質問したのがこれで4回目になるかと思えます。上三川農産物加工所について七つほどお聞きしますから、よく返答を数字で出してください。農産物加工所の長期かつ独占的な利用者の6年間の消費拡大の実績について。

二つ目。農産物加工所の長期かつ独占的な理由の根拠は、何を以てするのかを簡単明瞭にお教え願えますか。

それから、器具、部品を、以前、私が質問したときに、税金で買ったと、血税で買ったと。それはなぜですかといったら、壊れたからと。使用している人が、一つの団体が使って壊れたものを、なぜ税金で使うんだということがどうにも腑に落ちないんで、ここで再質問したいと思っております。

それから、農産物加工所の長期かつ独占的な利用者には、定められた期間というのは6年間なんですか。短くするとか、何かということはある得ないんですか。その法的根拠を教えてください。

年間経費及び電気、ガス使用料は、使用してる方が払ってるんだと思いますが、そこに補助金なり、何かの金額的なものは一切出していないんですか、どうか、お尋ねします。

農産物加工所を存続していくメリットは何と何があるから存続するのか。簡単に分かりやすく説明してください。

税金で買ったものの一部が人間の利用することで利用されたのでは、これは、皆様方が嫌いな利益供与じゃないんでしょうかということの7点をお尋ねしますので、町長よろしく答弁お願いします。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

農産物加工所の長期かつ独占的な利用を行う農産物加工生産組合ゆうがおは、加工部門と直売部門で活動され、年間を通じて施設を活用し、みそ、漬物、ジャムなど、地元農産物を使用した加工品の開発、製造、販売と、農産物の直売を行い、地域農産物の消費拡大を図ってまいりました。平成27年度から令和元年度までの5年間の実績は、加工品の販売及び農産物直売の売上額で申しますと、合計3,764万3,957円であり、加工品の主なものといたしましては、みその販売数が合計5,130パックであり、使用された米の量は、仕込みみそを含めまして、合計9,024キログラムでございます。また、イチゴジャムの販売数は合計2,641個で、使用されたイチゴの量は合計1,005キログラムでございます。

次に、ご質問の2点目、3点目、7点目につきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

農産物加工所の長期かつ独占的な利用につきましては、農産物を加工し、商品化に至るまでには、熟成させる期間を要すること、また、食品衛生上、食品事故が発生した場合に、どの段階で事故発生の要因があったかを明確にする必要があるため、一組織の独占的な利用を認めているところでございます。また、農産物加工所につきましては、町で設置した施設でございますので、町または指定管理者が、施設の修繕や、機能を維持するための備品の修繕及び更新を行っております。

次に、ご質問の4点目についてお答えいたします。

長期かつ独占的な利用の期間につきましては、法律等に定められた期間はなく、利用者からの要望を基に内容を精査し、期間を定めることとしております。上三川町農産物加工生産組合ゆうがおからは6年間という期間で要望を受けましたので、内容を精査し、適当と認め、地方自治法第96条第1項第11号の規定に基づく、公の施設の廃止及び長期かつ独占的な利用の特例に関する条例により、議会にお諮りしたものでございます。

次に、ご質問の5点目についてお答えいたします。

農産物加工所の年間の経費及び電気、ガスの使用料につきましては、令和元年度の実績で、年間の経費は、指定管理費や設備の修繕、更新の費用を合わせまして193万4,300円であり、また、電気の使用量は1万1,427キロワットアワーで、ガスの年間使用量は160立方メートルでございます。

ます。

次に、ご質問の6点目についてお答えいたします。

農産物加工所を存続していくメリットでございますが、農産物加工所は、農産物の付加価値を高め、地域農産物の消費拡大を目的に設置いたしました。今後も、農産物を加工し、その付加価値を高め、地域農産物の消費拡大を図ることで本町の農業の振興に資するものと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 私は、使用量のワット数や何かを聞いてるんじゃないんですね。金額でどのくらいかというふうに聞いてます。ワット数だとか、売上高を聞いてるのであって、みそを何キロ使ったか、米を何キロ使ったかという話は聞いておりません。売上げを、6年間でも5年間でも結構です。幾らの売上げがあって、幾らの支払いがあって、幾らの利益があった。それが足りないから町から補助したということなんでしょうかと、いうことが一番大切だと思ってます。それで、私は、二つ目に独占使用の理由をお聞きしてるんですが、この加工所の最たる目的である、「農産物を加工、付加価値を高めることによって地域農産物の消費拡大を図るとともに、生産者と消費者の交流を促進し、地域農業への理解を高めることに合致する」というふうになってますので、それではお聞きしますが、加工し、付加価値がどのように上がったかを金額でお知らせください。地域農産物の消費拡大がどの程度図られたのかは、作物品消費量でお示してください。生産者と消費者の交流で地域農業の理解度はどのくらいに上がったのか。数字で結構ですので、お示してください。町外の農産物加工所の取扱いを私が調べたときに、平成10年の2月時点では、答弁で、「東武デパートのふるさとギフトコーナーに出してます」ということですが、現在は「とちぎコレクション」という名前で、上三川のジャムなどの限定販売はその当時ありましたが、今は一切ありません。また15年ほど前に、「日産自動車から見学の都度に大量のお土産の注文がありました」という答弁でしたが、「15年前で、今現在は扱っておりません」という答弁でした。日産自動車から。そうすると、農産物施設管理費は、私の調べた範囲内のことしか分かりませんが、7年間で1,135万7,516円でした。これは、その当時の答弁で分かったことです。使用収入は168万3,450円でした。そうすると、幾ら税金で賄ってるんですかということになるんですね。

それから、もう一つ、平成9年から14年までは金額が不明です。16年から18年が年間30万です。19年から21年が30万です。22年から23年が40万です。だんだん値上がりするんですね。そうすると、現在はどのくらいの金額が出てるのか、はっきりとした金額で言っていただけますか。

○議長【石崎幸寛君】 農政課長。

○農政課長兼農業委員会事務局長【小池光男君】 ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、ゆうがおが作られているみそ類に関して、町内産の米を使ったということで、先ほどの町長の答弁からもございましたように、平成27年から令和元年まで、令和2年についてはまだ集計しておりませんが、米につきましては9,024キログラム。俵数にすると150.4俵という量でございます。パック数にしますと、5年間で5,130パックでございます。みその売上げにつきましては、平成27年が248万8,983円、28年度が232万3,493円、29年度ですが、269

万7,951円、平成30年度が233万5,504円、令和元年度につきましては177万8,186円でございます。

総務省の家計調査によりますと、全国の平均の使ったみそが、大体1世帯当たり2,232円ということで、グラム数でいうと5,146グラムということです。金額ベースで割り算をしてみますと、約5年間で5,000世帯分、年間になおすと約1,000世帯分は、このみそも賄ったかなというようなことで思っております。ジャム類のイチゴにつきましては、先ほど町長が述べましたように、1,005キログラムでございます。ジャムは2,641個を販売しております。イチゴについては2,641個ということでございます。

先ほどご質問にありました東武百貨店ということでございますが、河内農業振興事務所管内でですね、「六次郎商品」というものがございます。六次郎とは、河内地域で6次産業化に取り組む農家が開発、プロデュースをした商品の愛称でありまして、河内農業振興事務所や河宇地方農業振興協議会が支援を行っているもので、六次郎コーナーとして東武百貨店に出展したというふうに思っております。

続きまして5点目の、日産自動車のゲストホールで販売というようなご質問があったかと思うんですが、ゆうがおのほうに確認したところ、日産のゲストホールでは販売したことはないというご回答でございましたので、いろいろと過去のことも調査したところ、平成29年度に商工会青年部主催の婚活パーティーがございました。その婚活パーティーの際に、日産のゲストホールで参加者の皆様にジャムを記念品としてお渡ししたというような経緯はございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 分からなくするために、使ったキロ、使ったグラム、そんなことを私は聞いてないで、さっきから言ってるでしょう。加工して付加価値をつけて売った金額は、全てで幾らかと聞いてるんです。それで、農産物の消費拡大は図られた、得たかという作品は、どのぐらいの消費をしたんだと聞いてるんです。生産者と消費者の交流の理解度はどのくらいなんだと。何回やって、どうしたんだと聞いてるんですよ。東武デパートで今やってないんだと言ってるのを、農業何とか公社から行ってるんだっていうなら、行ってる量を言えばいいだけです。どこで売ってるんだと聞かせられればいいんですよ。何をやってるか分からないから、今聞いているのであって、今一番肝腎なのは、これだけ消費事業、支出というので以前は出してたんだけど、今は幾ら出してますかと聞いているの。出してないなら出してない、出してるなら出してるでいいじゃないですか。出てるか出てないかをちゃんと聞いているの。何グラム使った、何トン使ったなんて聞いちゃいけないの、こっちは。ちゃんと教えてください。

○議長【石崎幸寛君】 農政課長。

○農政課長兼農業委員会事務局長【小池光男君】 補助金は、加工組合ゆうがおには、お出しはしておりません。補助金は出しておりません。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それでは、電気使用料の負担はないですか。

○議長【石崎幸寛君】 農政課長。

○農政課長兼農業委員会事務局長【小池光男君】 平成27年4月1日に条例を改正しております。そ

の際に、基本料金は指定管理者のほうで電気代は持ちますけれども、使用料に関しましては、全て加工組合ゆうがおのほうから使用料を頂いております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうしたら、使用料の基本料金は町が払ってるんですね。それは指定管理者にお渡ししてるんですね。それで使ってるやつはゆうがおが払っていると、こういうことですか。

○議長【石崎幸寛君】 農政課長。

○農政課長兼農業委員会事務局長【小池光男君】 指定管理者の農業公社には、年間110万円の指定管理料を払っております。その中から基本料金のほうは賄っていただいております、加工所が使った使用料につきましては、公社のほうに納付をしていただいております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それでは、もう一つ聞きますが、法人のゆうがおと、郷土食を考える集いの実行委員会というのがあるそうですが、これは人数と重複してますか、してませんか。

○議長【石崎幸寛君】 農政課長。

○農政課長兼農業委員会事務局長【小池光男君】 郷土食を考える集いの実行委員会に関しての、私、名簿は持っていませんが、担当から確認したところ、重複している人もかなりいらっしゃるということは事実でございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それでは、改めて聞きますが、ゆうがおが一括して借りている場所に、郷土食を考える集いの実行委員会は、使用してありますか、使用してませんか。

○議長【石崎幸寛君】 農政課長。

○農政課長兼農業委員会事務局長【小池光男君】 確認権を1件よろしいでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 はい。

○農政課長兼農業委員会事務局長【小池光男君】 要するに、加工所をということでしょうか。

○9番【勝山修輔君】 加工所。

○議長【石崎幸寛君】 加工所ということで。

○9番【勝山修輔君】 加工所を使わせてますか、使わせてませんか。

○議長【石崎幸寛君】 農政課長。

○農政課長兼農業委員会事務局長【小池光男君】 郷土食を考える集い実行委員会とゆうがおは、町としては、別の組織だということで、もちろん、考えておりますので、その内部の状況について改善センターの調理室を使う場合もあるでしょうし、場合によっては、加工所の一部を使うこともあったかどうかは確認していませんが、可能性としては、低度ではないかなとか、そこは申し訳ありません。確認をしておりませんので、その点についてはちょっと分かりません。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 課長、確認してないは答えなくていいですよ、してないんだから。分からないんだから。私が調べた範囲では、どなたも使えないということで、ゆうがおが使ってるところに、同じメンバーかどうか知りませんが、使っているというふうなことを聞いたので、使わせてるか、使わせてないか聞いている。使っていると聞いているから、聞いているんです。あなたは、「分からなかった」と答えればいい。

それから、改善センターの調理場を使ってるかもしれませんというような答弁はよろしくないですよ。あそこを使うのには、ちゃんと申出しをして、どこどこが使うというのを書いて使うんです。それを私が出せと言ったら、出てくるんですよ。そして、なかったらどうしますか。そういうことを言っちゃ駄目だよ。分からないことは分からないと答えないで。

○議長【石崎幸寛君】 勝山議員、時間が来ましたので、まとめてください。

○9番【勝山修輔君】 では、もう一つ聞きますね。

○議長【石崎幸寛君】 もう一つはやめてください。時間が来ました。

○9番【勝山修輔君】 時間が来るときだけ早いな。結論が出ないよ。

○議長【石崎幸寛君】 質問途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

午後1時35分 休憩

午後1時37分 再開

○議長【石崎幸寛君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【石崎幸寛君】 9番・勝山修輔君の質問が終わりましたので、順序に従い、6番・志鳥勝則君の発言を許します。6番、志鳥勝則君。

(6番 志鳥勝則君 登壇)

○6番【志鳥勝則君】 議長から発言の許可を得ましたので、ただいまから私の質問に入らせていただきます。今日は一番ラストということで、朝から今まで緊張しっ放しで、大変、私自身疲れてるような状況下であります。今回は三つの点について質問させていただきます。

まず1点目。安全で安心なまちづくり。防犯カメラの設置補助について。安全で安心なまちづくりを推進するため、自治会、商店街、民間の団体等が公共の空間に面した箇所に防犯カメラを設置する際、町として助成措置を講ずる考えがあるかについて、町長に質問いたします。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

最近では、防犯カメラの映像が証拠となり、犯人が逮捕されるニュースをテレビなどで頻繁に目にするたびに、防犯カメラの影響力を認識しているところでございます。また、防犯カメラは、犯罪の解決に役立つ他、犯罪の抑止にも有効な設備であるため、地域の防犯力の向上が図られるものであると認識しております。しかし、防犯カメラは、地域の安全・安心につながる一方で、カメラに映る全ての人を

記録することが個人を監視することにつながるため、撮影された個人の情報の適正な利用や、提供の徹底を図る必要があるものと考えております。近隣において防犯カメラ設置助成事業を導入している自治体があることは承知しておりますが、防犯カメラの有効性とプライバシーの保護との調和については、慎重に判断していく必要があることから、現時点での制度導入は考えておりません。今後とも、安全で安心なまちづくりを推進していくため、従来から実施している防犯灯の設置や啓発活動等に優先的に取り組み、防犯カメラ設置助成事業についてさらなる調査、研究を図ってまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 確かに、近隣の町村、私が調べた範囲では、下野市には、下野市街頭防犯カメラ設置費用の補助に関する条例というものがあまして、補助率が4分の3、最高で20万補助するというようなことであります。下野市がこのような条例を定めて補助するに当たっても、今、町長が申されたとおり、プライバシーの問題というのが十分検討されたかと思うんですけども、にも関わらず、大丈夫だよということで判断した結果が、下野市の制度だと思えます。その辺のところは理解します。そして、聞くところによると、上三川町の庁舎内外に防犯カメラが設置されてるということでございますが、この辺の設置の考え方について、設置箇所数と今言ったプライバシーの問題については、どのように判断されて設置したのか、お伺いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 庁舎に設置してございます防犯カメラについては、13台が設置されてるというような状況でございます。また、プライバシーの問題がございましたので、庁舎敷地内等に防犯カメラが作動している旨の表示をしているところでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 設置されてるということで、プライバシーの問題については、防犯カメラが設置されてますよというようなことでございますが、このような状況下において、下野市のほうによく聞きながら、今後とも、地域の安全・安心の抑止力、そして犯罪の早期解決につながるよう、今後とも防犯カメラの設置について検討していただくよう要望いたします。よろしく申し上げます。

続いて2点目、町内の空き店舗対策についてでございますが、町内の空き店舗に新規に事業を起こす起業者に対し、改装費の一部や家賃等一部の助成措置を講ずる考えはないかについてお伺いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

町内の空き店舗対策でございますが、平成30年度に、商店街通りの空き店舗所有者に対しまして、店舗の利活用の意向について調査を実施し、昨年3月に、上三川町空き店舗等利活用促進事業を立ち上げました。昨年4月より、所有者と利用希望者とのマッチングが行えるよう、町ホームページ上に店舗情報を掲載できるページを設け、物件登録の推進に努めているところですが、物件の登録には至っておりませんので、さらなる周知に努めてまいります。今後につきましても、新たに事業を起こす起業者の

方を少しでもサポートできるよう、引き続き、国、県の動向を注視しながら、町商工会や関係機関等との連携を密にし、事業の推進を図ってまいります。また、改装費や家賃等の助成など、起業者に対する支援策につきましても、本町の実態を踏まえたものとなるよう、既に実施する方向で具体的な作業を進めている段階でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 実施する方向で考えているということで、そのうち実現するんじゃないかなというふうに思います。既に壬生町はもうやってますよね。そして那珂川町もやってます。そして真岡市もやってます。下野市も既にやってます。そういったことですね、私は何か所かしか調べなかったですけども、全国的にホームページを見ると、こういった制度があるということで、県内の自治体でも、他の市町村も実施してると思います。それで、上三川町の大きな行政の政策方針である総合計画の中にも、商店街再生に向けた検討ということで、何行かに分けて書いてありますが、「後継者の育成や新規開業者の発掘に向けた取組及び空き店舗の活用対策の実施に努めます」ということで書いてありますので、これは第6次計画から10年間の間、方針が定められて、第7次総合計画の5年間でも、空き店舗対策についてはうたわれております。ぜひ、第7次総合計画の後期計画検討の中では、それらが実現できるような方向性の総合計画を作ってもらいたいというふうに考えておりますので、ぜひともよろしくをお願いします。

次に、3点目の子育て環境の整備についてということですが、高校3年生まで、いわゆる18歳までの医療費の無料化の実施の考えはあるかについてお伺いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

本町では、児童医療費助成の対象児童を、出生した日から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者としております。県の補助制度の対象は小学校6年生までではありますが、町では平成19年度より中学校3年生まで対象を拡大し、助成しているところでございます。議員ご質問の、高校3年生までの無償化についてでございますが、県内では、本年4月1日現在、助成対象を18歳に達する日以降の最初の3月31日まで拡大している市町が11あることを承知しております。しかしながら、本町において同様に対象年齢を拡大した場合には、将来にわたり相当の財政負担を伴うことになるため、慎重な判断が求められます。町独自に、または町村会を通じて県に補助枠の拡大について働きかけているところでありますので、今後はその結果を踏まえ、県内の動向も注視しながら、助成対象拡大について研究してまいりたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 今の答弁で、将来にわたり相当な費用の負担になるというようなことですが、例えば今、高校1年生から高校3年生まで、高校に通ってる3学年の人を対象とした場合、病気にかかる人もいるけど、かからない人もいるだろうと思いますが、統計的なもので見て、病気にかか

る割合がどれくらいでということ、今の段階で医療費の無償化をした場合、どの程度の費用負担になるのか、お伺いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 病気にかかる、病気にかからないというのは、個人差があつてしかる話でございますが、先行して実施している下野市とか、そういった自治体からのお話も聞いた上で試算してみました。試算したところですね、過去2年前に、別の議員からご質問を頂いて、そのときには、中学生の医療費が2,600万ぐらいかかると。高校生になると大体8割ぐらいの受診に収まるので、2,100万円ぐらいだろうという話を、2年前ですかね、させていただいたかと思います。下野市さんのお話を聞いたところですね、高校生も大体中学生と同じぐらいだというようなお話が聞けましたので、今のところ、診療報酬の審査に係る委託料等も含めまして、2,600万円程度の経費は必要なのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 また、第7次総合計画の前期のものを持ち出してお話ししますが、この中で子育て家庭の支援ということで、子育てにかかる経済的負担の軽減に向け、医療費の助成や保育料の減免など、子育て家庭に対する経済的支援を推進していきますということで書いてありますので、ぜひともこれを高校3年生、18歳までの医療費の無料化の実現に向けて、前向きに検討していただければというふうに思います。そういうところで、今回の質問は、町に対する要望的なものに対する考え方ということで質問させていただきました。ぜひとも、この3点について前向きに検討して、いい結果を出してほしいというふうに思っています。検討経緯については、今後、町がどのように検討しているのか、それらを見据えてまいりたいと思いますので、よろしくご検討のほどお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 6番・志鳥勝則君の質問が終わりました。

○議長【石崎幸寛君】 本日はこれで散会いたします。

なお、明日8日は休会とし、9日は午前10時から本会議を開きます。

午後1時52分 散会